

沖縄海区漁業調整委員会指示30第6号

平成25年沖縄県告示第340号をもって公示された漁業の免許の内容たるべき事項等のうち、共同第23号第一種共同漁業を内容とする共同漁業権を取得した漁業協同組合と関係地区内に住所を有する漁民であってその組合員ではないものとの関係において当該漁業権の行使を適切にするため、漁業法（昭和24年法律第267号）第14条第11項、第67条第1項及び第116条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

平成30年8月31日

沖縄海区漁業調整委員会
会長 金城 明 律

（漁業の操業）

第1 多良間村に住所を有する漁業者は、共同第23号第一種共同漁業を内容とする漁業（以下「当該漁業」という。）を営むことができる。

（遵守事項）

第2 第1の規定により当該漁業を営む者は、共同第23号第一種共同漁業の免許の内容たるべき事項の漁業の時期及び制限又は条件を遵守しなければならない。

（漁獲実績の報告）

第3 第1の規定により当該漁業を営む者は、毎年1月から12月までの漁獲実績を、翌年の1月31日までにその所属する漁業団体に報告しなければならない。

2 前項の報告を受けた漁業団体は、その報告をとりまとめ、漁獲実績報告書（様式）により、翌年の3月31日までに多良間村を經由して沖縄海区漁業調整委員会に提出しなければならない。

（指示の有効期間）

第4 この指示の有効期間は、平成30年9月1日から平成35年8月31日までとする。